

更別村長 様

申請年月日 年 月 日

地方就職学生支援金交付申請書

更別村地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ 氏名		性別	生年月日 年 月 日
住所		電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 内定先企業への就職活動情報

訪問先	企業名			
	所在地			
選考面接日		年	月	日
内定日		年	月	日

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		誓約する
「更別村地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		同意する

※ 各種確認事項の全てに○を付けなかった場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 北海道のU I J ターン新規就業支援事業実施要領に関する報告及び立入調査について、更別村長から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、更別村地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請にあたって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に更別村に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に更別村に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 就業から1年未満で離職した場合（ただし、離職から3か月以内に更別村地方就職学生支援金交付要綱第3条第3号及び第7号に該当する企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日（申請時に既に更別村に住民票があった場合は就業日）から3年未満で更別村から転出した場合：全額
 - (6) 転入日（申請時に既に更別村に住民票があった場合は就業日）から3年以上5年未満で更別村から転出した場合：半額

更別村地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

更別村は、更別村地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに更別村が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、更別村は、当該個人情報について、道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国及び北海道への実施状況の報告等のため、国、道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。